

香取市公告第 111 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

本事業について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 11 月 28 日

香取市長 伊藤 友則

1 事業の概要

(1) 事業の名称

香取市生活困窮者等自立支援事業

(2) 事業内容

別紙「香取市生活困窮者等自立支援事業委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）及び「香取市生活困窮者等自立支援事業委託募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおりとする。

なお、仕様書は、受注予定者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、香取市（以下「発注者」という。）と特定された受注予定者は更に詳細な内容について、協議の上定めるものとする。

(3) 業務委託料

業務委託料は164,569千円以内とし、各年度の上限金額は以下のとおりとする。

令和 8 年度 32,426千円

令和 9 年度 32,707千円

令和10年度 32,927千円

令和11年度 33,147千円

令和12年度 33,362千円

(4) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで（5 年間）

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月31日までの期間を準備期間とし、受託団体（以下「受注者」という。）は、備品・施設等の確認、職員の確保等、発注者から業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

2 応募資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 平成27年度以降に生活困窮者等自立支援事業又は類似の業務実績を有するもの。
- (2) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び香取市の指示に柔軟に対応できること。
- (3) 本業務の公告日において、市内に法人の本拠又は事業所を有している社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しないこと。

①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

②民事再生法（平成11年法律第225号）適用申請者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。国税、地方税を滞納していないこと。

(5) 本業務の公告日において、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。

(6) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない法人であること。

(7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

(8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定するもの）に該当しないこと。

3 仕様書及び募集要項等交付方法

香取市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) からダウンロードするものとする。

4 質問方法

仕様書及び募集要項等に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

(1) 受付期限

令和7年12月9日（火）午後5時

(2) 質問方法

ア. 質問書（様式第2号）により、ファクシミリ又は電子メールで行う。

なお、送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

イ. 質問は、各社1回限りとする。

ウ. 質問は、原則、募集要項及び仕様書の内容に限る。

ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、発注者が必要と判断した場合は上記以外の質問にも回答する。

(3) 質問先

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援2班

ファクシミリ 0478(54)3370

電子メール seikatsu@city.katori.lg.jp

件名:【質問書】香取市生活困窮者等自立支援事業委託事業者募集とすること。

(4) 回答日

令和7年12月16日（火）

(5) 回答方法

香取市ホームページに公表

5 参加表明の提出

前記の事業の受託を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 12 月 23 日（火）午後 5 時（必着）

(2) 提出書類及び部数

- ア. 参加表明書（様式第 1 号）：1 部
- イ. 令和 4.5.6 年度の事業報告書及び収支決算書：1 部
- ウ. 法人の登記事項証明書（提出日の 3 ヶ月以内に発行されたもの）：原本 1 部
- エ. 定款又はこれに代わるものの写し：1 部
- オ. 生活困窮者等自立支援事業又は類似の業務実績が確認できる契約書及び仕様書等の写し 1 部
- カ. 直近年度の納税証明書（未納がないことの証明）：原本各 1 部
 - ・香取市が発行する市税（全税目）の納税証明書
 - ・千葉県税務所が発行する県税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する法人税及び消費税、地方消費税の納税証明書
- キ. その他、発注者が必要と認める書類（指示があった場合）

6 提案書類の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時（必着）

(2) 提出書類及び部数

- ア. 企画提案等提出書（様式第 3 号） 1 部
- イ. 見積書（様式第 4 号） 正本 1 部 副本 9 部
- ウ. 企画提案書（様式第 5 号から様式第 19 号） 10 部

※CD-R その他媒体により電子データを併せて提出するものとする。

7 各書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

〒287-8501 香取市佐原口 2127 番地

香取市福祉健康部社会福祉課生活支援 2 班

(2) 提出方法

郵送又は持参による。持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と明記し上記提出期限必着とする。

8 受注者の選定

以下のとおり、企画提案書等に係るヒアリングを実施する。

(1) 期日 令和 8 年 1 月 27 日(火)

(2) 場所 香取市役所内

9 その他

詳細については、「仕様書」及び「募集要項」による。

10 問い合わせ及び各書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地（香取市役所2階）

香取市役所福祉健康部社会福祉課

電話 0478-50-1209（直通）

FAX 0478-54-3370

メール seikatsu@city.katori.lg.jp

※窓口開所時間は平日午前8時30分から午後5時15分